

役員等報酬規程

社会福祉法人 みくに会
丸子ベビー保育園

社会福祉法人みくに会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みくに会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員(以下「役員等」という。)及び苦情対応第三者委員の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等及び苦情対応第三者委員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を現金支給する。

2 役員等及び苦情対応第三者委員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張したときは、別表3に定める額(交通費、宿泊費、報酬(日額))等を支給する。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第4条 苦情対応第三者委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 苦情対応第三者委員が職務のため出張したときは、別表3に定める額(交通費、宿泊費、報酬(日額))等を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事報酬は、第3条の規定に関わらず別表4に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等及び苦情対応第三者委員に対する報酬は当該業務を行った都度、支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

この規程は、令和1年6月21日より改訂し施行する。

この規程は、令和3年6月18日より改訂し施行する。

この規程は、令和6年6月21日より改訂し施行する。

別表1 役員等の報酬

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席、園行事への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日額	年度総額
理事会等会議への出席、園行事への出席	5,000円	300,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円	

(3) 監事

	日額	年度総額
理事会、監事監査等会議への出席、園行事への出席	5,000円	120,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円	

別表2 苦情対応第三者委員の報酬

	日額
苦情対応第三者委員	5,000円

別表3 出張旅費

交通費	宿泊費	報酬(日額)	その他
実費	20,000円 (1泊、上限額)	10,000円	実費

別表4 職員を兼務する理事の報酬

役職名	理事会等会議への出席報酬(日額)
理事	5,000円